



〔参考〕利用のめやす（保育の提供が可能な疾患等）について

1 病児対応型保育

(1) 次に掲げるものを除いた疾患について、利用可能です。

対象外となる疾患	備 考
感染症法の1類から4類に分類される感染症	
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してからは利用可能
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失してからは利用可能
水痘（水ぼうそう）	施設に隔離室がある場合は対応が可能 ※対応が可能な施設(2024年10月1日時点) 病児ほいくしつ湘南(長後中央医院内)
百日咳	

(2) 症状等から、児童の安全管理等に支障を来すことが見込まれる場合には、利用できません。

2 病後児対応型保育

(1) 病後児保育が利用できる基準

- ① 回復期にあること
- ② 体温38℃未満であること
- ③ 学校保健安全法施行規則第一～第三種の感染症以外

以上の3つの条件をすべて満たす場合のみ利用できます

\*医師連絡票があっても必ずしも病児・病後児保育室の利用ができるとは限りません。  
各施設の入所者の疾患（病気）の種類などの状況・隔離などの設備の事情により、  
お預かりできないこともありますのでご了承ください。

\*病気以外（骨折・捻挫・やけど等）の症状や病状での利用に関するご質問がある場合は、  
実施施設にご確認ください。